掲示文兼入札説明書【電子入札対象案件】

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件（枠組み協定型一括入札）」（以下「本工事」という。）に係る入札等については、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

１　掲示日　令和８年 11 月４日

２　発注者　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　本部長　松村　秀弦
〒163-1315　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号

３　工事概要

(1) 工 事 名　　村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件

(2) 工事場所　　藤沢市村岡東一丁目他、鎌倉市寺分他

(3) 工事内容　　別冊設計図書のとおり

①当初工事

（工事名）村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事

（工事内容）別冊図面及び別冊仕様書のとおり

②契約予定工事１

（工事名）村岡・深沢地区（深沢工区）７街区外整地工事（その１）

（工事内容）別冊図面及び別冊仕様書のとおり

③契約予定工事２

（工事名）村岡・深沢地区（村岡工区）令和 10 年度基盤整備工事

（工事内容）別冊図面及び別冊仕様書のとおり

④契約予定工事３

（工事名）村岡・深沢地区（深沢工区）７街区外整地工事（その２）

（工事内容）別冊図面及び別冊仕様書のとおり

⑤契約予定工事４

（工事名）村岡・深沢地区（村岡工区）令和 11 年度基盤整備工事

（工事内容）別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(4) 工　　期

①当初工事　　令和９年４月から令和 10 年３月 31 日まで

②契約予定工事１　令和９年４月から令和 10 年３月 31 日まで

③契約予定工事２　令和 10 年４月から令和 11 年３月 31 日まで

④契約予定工事３　令和 10 年４月から令和 11 年３月 31 日まで

⑤契約予定工事４　令和 11 年４月から令和 12 年３月 31 日まで

４　　入札及び工事の実施形態

(1)　本工事は、上記３(3)の当初工事並びに契約予定工事１から４の落札者を一括競争入札により決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた「村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件

（枠組み協定型一括入札）に関する協定書」を締結した後に、協定書に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定型一括入札方式の工事である。

(2)　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て書面による入札方式に代えることができる。書面による入札の承諾申請に関しては、東日本都市再生本部総務部経理課に承諾願を提出して行うものとする。この場合において、承諾願の様式及び添付書類並びに書面による入札承諾の基準については、電子入札運用基準（電子入札ホームページ https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html にて公開）による。

(3)　本工事は、申請書及び競争参加資格の確認並びに「施工実績」及び「簡易な施工計画」に関する資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式、タイプＢ）の工事である。

(4)　本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

(5)　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する試行工事である。

(6)　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の工事である。

(7)　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準（下記６(10)②に掲げる工事経験を除く。）を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

(8)　本工事は、見積価格書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた見積価格を予定価格に反映させることができる、見積もりの提出を求め活用する方式の工事である。なお、見積価格の事後確認のため、受注者は見積価格及び実績価格を記載した資料を工事契約後速やかに提出すること。

(9)　本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格を有する者又は一般競争参加資格を有する者（以下「単体企業」という。）を契約の相手とする工事である。

(10)　本工事は、発注者と受注者の双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「月単位の週休２日促進工事」である。実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。

(11)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。実施方法等の詳細については現場説明書の記載によるものとする。

(12)　本工事は、６(11)に掲げる専任特例２号の配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第３項 ただし書第二号（専任特例２号）の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。

５　設計図書及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

(1)　設計図書及び現場説明書等の交付を希望する場合は、下記資料（別添）を、ＦＡＸにて以下の期間に送信し申し込むこと。

①　設計図書・現場説明書交付申込書

②「秘密保持に関する確約書」（写し）

※「秘密保持に関する確約書」の押印入り原本と印鑑証明書もしくは届出書類の写し（年間委任状等）は、令和８年 11 月 30 日（月）までに、下記 10(1)に提出すること。

(2)　東日本都市再生本部総務部経理課にてＦＡＸ受領後、交付申込書を当本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で設計図書・現場説明書等販売契約が成立するものとする。

(3)　コピーセンターは、ＦＡＸ受領後（ＦＡＸ受領が午後以降の場合は、翌営業日扱い）、３営業日後（土

曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、設計図書・現場説明書等が申込者に到着するように発送する。３営業日を過ぎても設計図書・現場説明書等が到着しない場合は、東日本都市再生本部総務部経理課に電話にて確認すること。

(4)　その他申込等については以下によること。

受付期間	令和８年 11 月５日(木)から令和８年 12 月３日(木) ただし、ＦＡＸ送付期限は令和８年 11 月 30 日（月）午後４時まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで （ただし、正午から午後１時の間を除く。）
申込み先	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 コピーセンター受託業者株式会社ブルーホップ ＦＡＸ：03 - 5323 - 0638 （この番号は、東日本都市再生本部総務部経理課のＦＡＸ番号）
問い合わせ先	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部経理課　電話：03 - 5323 - 0633

６　競争参加資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2)　当機構東日本地区における令和７・８年度の一般競争参加資格において、「土木工事 A 等級」の認定を受けていること。共同企業体においては、代表者となる最上位等級に属する構成員が「土木工事 A 等級」、その他構成員は「土木工事 A 等級又は B 等級」の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法 律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、別 途再審査により「土木工事 A 等級」の再認定を受けていること。共同企業体の場合、代表者にあっては、「土木工事 A 等級」の再認定を受けている者であり、代表者以外の構成員にあっては「土木工事 A 等級又は B 等級」の再認定を受けている者であること。）また、一般競争参加資格の認定を 受けていない者も申請書等を提出できるが、開札の時までに上記の認定を受けていることとする。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 (2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→その他（入札説明書等別紙）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

(5)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(6)　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。

(7)　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8)　当機構東日本都市再生本部（所管事務所を含む。以下「当本部」という。）発注の工事成績について、

申請書及び資料の提出期限日前１年以内の期間において 60 点未満のものがないこと。

(9)　平成 23 年４月１日から本工事掲示日までの期間に、元請として施工を完了したもののうち、次の条件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。（下記（10）②において同じ）。

・公共下水道工事（推進工法のうち泥濃式又は泥土圧式の総延長 200m以上）の施工実績

※　共同企業体においては、共同企業体を構成する各社において上記の施工実績を有すること。

なお、施工実績として認定する発注者については、公共機関（国、地方公共団体、独立行政法人等）及び民間のいずれも可とする（下記(10)②において同じ）。

(10)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に配置できること。ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第３項及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。ただし、下記(11)の配置を行う場合においてはこの限りではない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

②　平成 23 年４月１日から本工事の掲示日までの期間に元請として施工を完了した土木工事のうち、担当技術者以上の技術者として下記に掲げる工事の従事経験を有すること

・公共下水道工事（推進工法のうち泥濃式又は泥土圧式）の従事経験

③　監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　実際の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等きわめて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①から④の条件を満たす技術者を配置すること。

⑥　配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合は３名を限度とする。

(11)　専任特例２号の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。

《兼務要件》※監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外

① 監理技術者補佐の要件（建設業法施行令第 28 条に規定の、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者、又は１級土木施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を満たす技術者を本工事に専任で配置すること。

② 兼務する工事は、２を超えないこと。

③ 専任特例２号が兼務する他の工事と本工事の距離が直線距離で 10 ㎞ 程度であること。

④ 専任特例２号及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

⑤ 専任特例２号と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制を確立すること。

⑥ 専任特例２号は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務（安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場巡回、主要な工程立ち合い等）を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。

⑦ 兼務する工事の発注者が、専任特例２号の配置を認めている工事であること。

(12)　令和６年４月１日から申請書及び資料の提出期限までの間に当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に「枠組み協定一括発注」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。以下本項において同じ。）において調査基準価格（※１）を下回った価格を

もって契約し、工事成績評定に68点（※２）未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）においては、次の条件を満たしていること。

① 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者でないこと。

② 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

※１ 調査基準価格とは、入札書比較価格（予定価格に100/110を乗じて得た額）の7.5/10から9.2/10の範囲内で、予定価格の算定金額における直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の68%をそれぞれ乗じて得た額を合計したものをいう。

※２ 評価された工事の工期末が令和６年10月１日以降の工事については、70点未満とする。

(13) 調査基準価格を下回った価格により落札した場合は、次のとおりとすること。

① 上記(10)①③④に示す資格要件を有する主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告すること。

② 低入札価格調査となった場合、重点監督の試行を実施するものであること。

「重点監督の実施」とは次のとおり。

イ 監督員による検査行為頻度の割増し

ロ 中間検査（部分払いや引渡しを伴わない出来高確認）の実施

ハ 機構が策定する重点監督方針に沿った工事計画書の義務付け及び同計画書確認後の工事着手承認等（その遅れによる工期延伸等は認められない。）をいう。

(14) 総合評価に係る施工計画等が安全性、確実性、経済性などの観点から適切であり、不備なく記載されていること。施工計画が、未提出又は白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。また、施工計画の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

(15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

(16) 上記に定めるものの他、掲示文兼入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

(17) 共同企業体の構成基準

共同企業体の構成は、上記(1)から(16)に掲げる条件をすべて満たす者で構成され、かつ、次により構成しなければならない。

① 構成員の数及び組合せ

当機構東日本地区における令和７・８年度の一般競争参加資格について、上記(2)に示す認定を受けている者どうし２社の組合せとする。

② 構成員の技術的要件

イ 発注工事に対応する許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

ロ 次の条件を全て満たす工事の施工実績を有すること

（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

・公共下水道工事（推進工法のうち泥濃式又は泥土圧式の総延長200m以上）の施工実績

ハ　発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、上記(11)の配置を行う場合においてはその限りではない。

③　出資比率

各構成員とも、30%以上の出資比率であること。

④　代表者要件

代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であってかつ、出資比率が最大であること。

(18) 共同企業体の場合の登録申請等

①　登録申請

本工事の競争入札に参加を希望し、下記11(1)の申請書及び資料を提出しようとする共同企業体は、事前に別冊資料③による「共同請負入札参加資格審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」、「委任状」及び「構成員の施工実績」（以下「特定ＪＶ登録申請書等」という。）を提出しなければならない。特定ＪＶ登録後、申請書及び資料を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有するものとして認定を受けなければならない。

②　「特定ＪＶ登録申請書等」の提出期間、場所及び方法

提出方法	持参するものとし、郵送その他によるものは受け付けない。事前に持参日時を下記提出場所に連絡すること。 申請書は、特定ＪＶ登録後、電子入札システムにより提出することができる。(使用するＩＣカードについては、電子入札運用基準８－４を参照)
提出期間	令和８年11月５日（木）から令和８年11月30日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで（提出日時は、事前予約すること）
提出場所	〒163－1315 東京都新宿区西新宿６丁目５番１号 （新宿アイランドタワー15階） 独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部 総務部　経理課　電話　03-5323-0633

なお、上記期間内に「特定ＪＶ登録申請書等」を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

③　認定資格の有効期限

認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

④　その他

イ　共同企業体の名称は、「○○・△△建設工事共同企業体」とする。

ロ　上記(17)共同企業体の構成基準②に該当する工事経歴書を添付すること。

7　設計業務等の受注者等

(1) 上記６(7)の「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

①　㈱ＵＲリンケージ

②　㈱アサノ大成基礎エンジニアリング

③　㈱エイト日本技術開発

(2) 上記６(7)の「当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当

する者である。

① 当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

8 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

入札参加者は「価格」、「施工実績」及び「簡易な施工計画」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が２名以上ある時は、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 得点配分

評価値は、価格評価点、技術評価点及び施工体制評価点を合算した数値とし、下記の数式により算定する。技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値とする（ただし、技術評価点の評価項目のうち「① 企業及び配置予定技術者の施工実績」については、最高点が 15 点となるように比例配分により評価点を算出する。「② 簡易な施工計画」については、最高点が 25 点となるように比例配分により評価点を算出する)。なお、技術評価点の最高点数は 40 点、施工体制評価点の最高点数は 30 点とする。

評価値　　＝　価格評価点　＋　技術評価点　＋　施工体制評価点

価格評価点　＝　100　×　（１－入札価格／予定価格）

技術評価点　＝　施工実績の評価点　＋　施工計画の評価点

(3) 技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

① 企業及び配置予定技術者の施工実績

② 簡易な施工計画（提出資料の評価）

簡易な施工計画に係る取扱いの詳細については下記(6)に記載する。

(4) 施工体制評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

① 品質確保の確実性

② 施工体制確保の確実性

(5) 技術評価点の審査及び評価に関する基準は以下による。

① 企業及び配置予定技術者の施工実績（評価点最大 15 点：イ、ロの得点合計×15/65）

イ　企業の実績等

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業の実績	過去 15 年間(平成 23 年４月１日から掲示日まで)における同種工事（上記６ (9) に掲げる工事）の施工経験の有無	公共下水道工事（推進工法のうち泥濃式又は泥土圧式の総延長 200ｍ以上）、かつ整地工事（盛土量 50,000m3 以上）を同一工事（枠組み工事を含む）の施工実績が１件あり※１	5.0	／5.0
		公共下水道工事（推進工法のうち泥濃式又は泥土圧式、総延長 200m以上）の施工実績、整地工事（盛土	2.0	

	評価項目		評価基準	配点	得点
			量50,000m3以上）の施工実績がそれぞれ１件あり		
			公共下水道工事（推進工法のうち泥濃式又は泥土圧式、総延長200m以上）の施工実績が１件あり	0.0	
	過去３年間(令和５年４月１日から掲示日まで)の当機構「土木」工事における工事成績評定の平均点※２※３※４		81点以上	5.0	／5.0
			79点以上81点未満	3.0	
			77点以上79点未満	2.0	
			75点以上77点未満	1.0	
			75点未満（実績なしを含む）	0.0	
	過去３年間(令和５年４月１日から掲示日まで)に当機構「土木」工事または国土交通省各地方整備局等発注の「土木」工事における優良工事表彰の有無※５		当機構の表彰実績あり	5.0	／5.0
			国土交通省各地方整備局の局長表彰あり	3.0	
			都道府県又は政令指定都市の表彰あり	3.0	
			表彰の実績なし	0.0	
	ISO認証取得状況及び企業の地球環境配慮への取り組み ※６※７		以下の項目について２つ以上該当 ・ISO9001又はISO14001認証取得済み ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取り組みの公表（SDGsの取り組みの公表を含む）	5.0	／5.0
			以下の項目について１つ該当 ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取り組みの公表（SDGsの取り組みの公表含む）	2.5	
			上記以外	0.0	
社会・地域貢献度等	地元企業の活用状況 ※８		当該工事で藤沢市に本店、支店または営業所を設置する企業を一次下請けとして活用予定あり、かつ、鎌倉市に本店、支店または営業所を設置する企業を一次下請けとして活用予定あり	5.0	／5.0
			活用予定なし	0.0	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定の有無	①女性活躍推進法に基づく認定※９	プラチナえるぼし	5.0	／5.0
			えるぼし　３段目	4.0	
			えるぼし　２段目	3.0	
			えるぼし　１段目	2.0	
			行動計画	1.0	
		②次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ※10	プラチナくるみん	5.0	
			くるみん（令和７年４月１日以降の基準）	4.0	
			くるみん（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）	3.0	
			トライくるみん（令和７年４月１日以降の基準）	3.0	
			くるみん（平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準）	3.0	
			トライくるみん（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）	3.0	
			くるみん（平成29年３月31日までの基準）	2.0	
			行動計画	1.0	

	評価項目		評価基準	配点	得点
		③若者雇用促進法に基づく認定※11	あり	4.0	
			いずれも認定無し	0.0	
	当機構との災害応急復旧工事等に関する協定の有無		緊急対応協定あり	5.0	／5.0
			緊急対応協定なし	0.0	
			イ　得点小計	／35.0	

※1　枠組み協定型一括入札方式による工事実績の場合は、全体工事において、公共下水道工事と整地工事の施工実績があれば、同一工事とみなす。

※2　工事成績評定の実績件数が、6件以上ある場合については、通知日で直近5件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近5件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。また、工事件数が5件に満たない場合は、当該件数の平均点とする。

※3　枠組み協定型一括入札方式による工事は、それぞれの工事を1件の工事として取り扱う。

※4　工期末が令和6年9月30日以前の工事成績評定点は、通知された点数に5点を加えた点数をもとに平均点を算出すること。

※5　表彰で複数の実績を挙げた場合は、そのうち最高評価となる実績をもって得点を与える。

※6　「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）第2条4項に定める文書又は電磁的記録のことをいう。

※7　「社会貢献活動に係る取り組みの公表（SDGsの取り組み公表含む）」は、SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標のうち、特に地球環境配慮に資するものとして、以下6つの目標に係る取り組みの公表を評価の対象とする。

- 目標6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- 目標7:すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
- 目標12：持続可能な生産消費形態を確保する。
- 目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- 目標14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- 目標15:陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

※8　地元企業の活用について、建設業法の許可業者を言い測量、土質調査、ガードマン等の会社は除く。

※9　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に定める基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）をいう。

※10　次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120条）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※11　若者の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※　　共同企業体における企業の実績等の評価については、構成員毎に単体としての評価点を算出し、その出資比率に基づいて加重平均した値をその共同企業体の評価点として評価を行う。

ロ　配置予定技術者の実績等※１

評価項目	評価基準	配点	得点
過去15年間(平成23年４月１日から掲示日まで)における同種工事(上記６（10）②に掲げる工事）の施工実績(担当技術者以上の技術者としての従事経験）の有無	公共下水道工事（推進工法のうち泥濃式又は泥土圧式の総延長100m以上）の従事経験、かつ整地工事（盛土量10,000m3以上）を同一工事（枠組み工事を含む）での従事経験が１件あり※２	5.0	／5.0
	公共下水道工事（推進工法のうち泥濃式又は泥土圧式の総延長100m以上）の従事経験、整地工事（盛土量10,000m3以上）の従事経験がそれぞれ１件あり	2.0	
	公共下水道工事（推進工法のうち泥濃式又は泥土圧式）の従事経験が１件あり	0.0	
過去３年間(令和５年４月１日から掲示日まで)の当機構「土木」工事における工事成績評定のうち、配置予定技術者が従事したものの平均点※３※４※５	81点以上	10.0	／10.0
	79点以上81点未満	7.0	
	77点以上79点未満	4.0	
	75点以上77点未満	2.0	
	75点未満（実績なしを含む）	0.0	
過去３年間(令和５年４月１日から掲示日まで)に優良工事表彰を受けた当機構「土木」工事、または国土交通省各地方整備局等発注の「土木」工事への従事の有無※６	主任（監理）技術者または現場代理人として、当機構の発注した「土木」工事において、表彰工事に従事した実績あり	10.0	／10.0
	配置技術者として、当機構の発注した「土木」工事において、表彰工事に従事した実績あり	5.0	
	主任（監理）技術者または現場代理人として、国土交通省各地方整備局の発注した「土木」工事において、表彰工事に従事した実績あり	5.0	
	主任（監理）技術者または現場代理人として都道府県・政令指定都市の発注した「土木」工事において、表彰工事に従事した実績あり	3.0	
	優良工事表彰の従事実績なし	0.0	
継続教育（CPD）の取り組み状況※７	各団体推奨単位数以上を取得	5.0	／5.0
	各団体推奨単位数の70%以上を取得	2.5	
	各団体推奨単位数の70%未満の取得	0.0	
	ロ　得点小計	／30.0	
	イ、ロ得点合計	／65.0	
	①評価点（得点合計×15/65）	／15.0	

※１　施工経験、工事成績評定、優良表彰工事における配置技術者の従事した実績は、当該工事における過半以上の従事期間であること。

※２　枠組み協定型一括入札方式による工事実績の場合は、全体工事において、公共下水道工事と整地工事の施工実績があれば、同一工事とみなす。

※３　工事成績評定の実績件数が、６件以上ある場合については、通知日で直近５件の工事の平均点とし、

小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近５件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。また、工事件数が５件に満たない場合は、当該件数の平均点とする。

※４　枠組み協定型一括入札方式による工事は、それぞれの工事を１件の工事として取り扱う。

※５　工期末が令和６年９月30日以前の工事成績評定点は、通知された点数に５点を加えた点数をもとに平均点を算出すること。

※６　表彰で複数の実績を挙げた場合は、そのうち最高評価となる実績をもって得点を与える。

※７　継続教育（CPD）の取り組み状況とは、（公社）日本技術士会、（公社）土木学会、（一社）全国土木施工管理士連合会、（公社）地盤工学会（※造園工事の場合、前記に（公社）日本造園学会を加える）による令和７年度の継続教育における取得単位数を評価するものであり、推奨単位数については各団体ＨＰ等からご確認ください。

※８　配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載した場合は、配置予定の技術者ごとに配置予定技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る得点とする。

②　簡易な施工計画（評価点の最大 25 点）

評価項目	評価基準	配点	得点
項目① 工事工程を遅延させないための工事手順等の技術的工夫 ・推進工事の工程を適切に算定、把握・管理するためのそれぞれの提案 ・推進工事の遅延リスクの要因と対策、仮設計画についてのそれぞれの提案	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、当該工事条件を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、多くの優れた工夫がなされた施工計画となっている	10.0	／10.0
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、当該工事条件等を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、優れた工夫がなされた施工計画となっている	6.0	
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、当該工事条件等を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、工夫がなされた施工計画となっている	3.0	
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、当該工事条件等を踏まえた適切な施工計画となっている	0.0	
項目② 特に、周辺環境対策、交通安全対策、安全衛生管理等の重点的取り組みを必要とする場合の技術的工夫 ・工事に伴う振動・騒音、粉塵、苦情等への対応についてのそれぞれの提案 ・鉄道施設、家屋等に対する安全対策についてのそれぞれの提案	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、当該工事条件を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、多くの優れた工夫がなされた施工計画となっている	10.0	／10.0
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、当該工事条件等を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、優れた工夫がなされた施工計画となっている	6.0	
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、当該工事条件等を踏まえた適切な施工計画となっており、かつ、工夫がなされた施工計画となっている	3.0	
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、当該工事条件等を踏まえた適切な施工計画となっている	0.0	
	評価点小計（上記得点の合計）	／20.0	

②評価点（評価点小計×25/20）	／25.0
技術評価点（①②評価点の合計）	／40.0

(6) 簡易な施工計画に係る取扱いの詳細について

① 不適切と判断する提案

イ 未提出及び白紙提出

ロ 施工計画の内容に著しい不備等があり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合

② 評価しない提案

イ 特記仕様書と同程度の提案及び一般的な提案

ロ 現場条件に適合しない提案及び明らかに実施効果が小さいと思慮する提案

ハ 不確定要素を前提とした実現性の低い提案

ニ 設計図書の変更が伴うもの（変更内容が軽微であり、かつ効果が期待され、「設計図書で示す協議事項でない」、「工事目的物の変更が伴わない」の条件を満たすものは除く）。

ホ 「施工（実施）方法」、「確認方法」について具体的内容が確認できないもの。

ヘ その他、契約後に協議等により確認を必要とするもの。

③ 評価できる提案

上記①②に該当しない提案は評価の対象とし、履行義務を負うものとする。なお、過度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としないが、履行義務は負うものとする。

④ 施工計画の作成方法については、下記11（4）を確認すること。

(7) 施工体制評価点（評価点の最大30点）の審査及び評価に関する基準は以下による。

① 施工体制に関する審査は、下表の評価項目について行うものとし、開札後において、入札に際して提出された工事費内訳書（下記20参照）のほか、下記②に該当する場合においては、施工体制確認のためのヒアリング及び追加資料等により、「品質確保の確実性」と「施工体制確保の確実性」を評価するものとし、配点の基準は以下による。

② 入札参加者のうち、入札価格が調査基準価格未満の者があった場合には、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を確認するため、下記23によりヒアリング及び追加調査資料の提出を求め、上記①の資料と併せて審査を行い、施工体制評価点を決定する。詳細は対象者に別途連絡する。

③ 上記②により追加調査資料の提出を求めた場合であって、期限までに資料の提出がない場合には、当該参加者について施工体制評価点を０点かつ技術評価点を10点減点する。なお、技術評価点が10点未満のものは、技術評価点を０点とする。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の確実性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、掲示文兼入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15.0	／15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、掲示文兼入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5.0	
	その他	0.0	

評価項目	評価基準	配点	得点
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、掲示文兼入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15.0	／15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、掲示文兼入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5.0	
	その他	0.0	
	施工体制評価点（上記得点の合計）	／30.0	

(8)　評価内容の担保

①　落札者の提示した施工計画、施工体制等については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、受注者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。

②　施工計画、施工体制等の不履行が工事目的物の契約不適合に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

③　受注者の責により入札時の施工計画、施工体制等の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。

9　枠組み協定型一括入札方式に関する事項

(1)　入札参加者は、上記３(3)に示す各工事（ 以下「個別工事」という。）ごとに見積った金額の合計額をもって入札するものとする。
ただし、下記20により提出を求める工事費内訳書については、個別工事ごとに作成すること。

(2)　本工事の総合評価においては、上記３に示す全ての工事（以下「全体工事」という。）を一括して評価を行う。なお、提出する施工計画は、個別工事ごとではなく全体工事を一括して作成するものとする。
低入札価格調査も同様に「全体工事」の調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して「全体工事」を対象に低入札価格調査を行うものとする。

(3)　落札者は、落札決定の日から７日以内に、個別工事の契約に関する事項等を定めた別冊協定書及び当初工事に係る工事請負契約書を提出しなければならない。ただし、予め機構の書面による承諾を得たときは、この限りでない。なお、落札者は本協定の締結を拒むことはできない。

(4)　個別工事の契約金額（税抜き）は、「予定価格における個別工事の構成比（内訳額／予定価格）」を落札者の入札額に乗じた額（千円未満切捨）をもって機構が定めるものとする。

※「予定価格における個別工事の構成比」は上記３(3)契約予定工事の変更契約等においても準用される。

(5)　契約予定工事の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。なお、契約の締結にあたっては、東日本都市再生本部本部長（以下「本部長」という。）が履行期間及び支払条件について通知するものとし、落札者は通知に記載の履行期間の前日までに当該工事に関する契約書を提出しなければならない。

(6)　上記３(3)に示す契約予定工事の契約締結時期や予定工期の変更を行う可能性がある。

(7)　個別工事の条件変更及び協定解除に係る取扱いは上記(3)の協定による。

(8)　本方式に係る工事費積算の考え方は次による。

①　個別工事ごとに積算し、その合計額により予定価格を定める。

②　積算要領及び単価は、入札説明書交付時点のものによる。ただし、設計変更により新しい細目等の単価を必要とする場合は、設計変更時期（変更指示時点）の積算要領及び単価による。

③　個別工事の間接工事費等率（共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率）は、全体工事の工事規模（以下「全体工事規模」という。）を勘案して設定する。

④　個別工事の設計変更による変更部分の工事費は、全体工事の落札状況を勘案して得た金額を目途とする。

⑤　全体工事規模が確定する最後の個別工事の設計変更において、既完成済みの個別工事における間接工事費及び一般管理費等の額に関して、全体工事規模確定前に算出した額と確定した全体工事規模を勘案した額の差額を調整することができる。

10　担当本部等

(1)　申請書及び資料に関する事項

〒163-1313　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー13 階）

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

技術監理部　企画第１課　電話 03-5323-0925

(2)　入札手続きに関する事項、令和７・８年度一般競争参加資格に関する事項

〒163-1315　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー15 階）

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部　経理課　　電話 03-5323-0633

11　競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、上記６に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、次に従い、見積価格書を提出しなければならない。

上記６(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書、資料および見積価格書を提出することができる。この場合において、上記６(1)及び(3)から(18)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時までに、上記６(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

(一般競争参加資格の申請)

提出方法	当機構ホームページhttps://www.ur-net.go.jp/order/info.html　を参照のこと。電子メール方式で申請を行うとともに、申請後速やかに上記10 (2) に連絡をすること。
提出期間	令和８年11月５日(木)から令和８年11月27日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで

(2) 申請書、資料および見積価格書の提出方法及び期間

①　申請書（様式１）の提出方法及び期間

提出方法	提出は電子入札システムで行う。 ただし、発注者に書面による入札の承諾を得た場合については、上記10(1)まで持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
提出期間	令和８年11月５日(木)から令和８年12月３日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで

② 資料（様式２～８及び関連資料）の提出方法、期間及び場所

提出方法	資料提出の原則３日前までに上記10(1)へ提出希望日時を連絡し、電子入札システムにおいて申請書を提出後、内容を説明できる者が持参するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない。 また、様式１～様式８の各様式（Microsoft Excel 又は Microsoft Word で作成）及び添付資料（PDFにて作成）については、申請書及び資料を提出する際に、別途CD-R又はDVD-Rにて提出すること。
提出期間	上記①と同じ。
提出場所	上記10(1)に同じ。

③ 見積価格書の提出方法、期間及び場所

提出方法	見積価格書提出の原則３営業日前までに上記10(1)へ提出日時を連絡し、持参するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない。
提出期間	令和８年11月５日(木)から令和９年１月22日(金)までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（令和８年12月29日から令和９年１月３日まで）を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで
提出場所	上記10(1)に同じ。

(3) 申請書は、様式１により作成すること。

(4) 資料は、次に従い作成すること。

	様式	記載内容	添付資料
企業の実績等	同種工事の施工実績 様式２	上記６(9)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を記載する。	・契約書等の写し（又はCORINSの写し） ・施工実績の内容が確認できる図面の写し
	工事成績評定及び表彰 様式３	過去３年間の工事成績評定及び表彰の実績を記載する。	・工事成績評定通知書の写し ・表彰状の写し
社会・地域貢献等 様式４	ISO認証取得状況及び企業の地球環境配慮への取り組み	ISO9001及びISO14001認証取得状況並びに環境報告書等について記載する。	・ ISO9001及びISO14001認証登録証の写し等 ・企業の環境報告書の公表が確認できる資料 ・企業の社会貢献活動に係る取り組み（SDGsの取り組み含む。）の公

			表及び取り組みの概要が確認できる資料
	地元企業の活用状況	当該工事で藤沢市に本店、支店または営業所を設置する企業を一次下請けとして活用予定あり、かつ、鎌倉市に本店、支店または営業所を設置する企業を一次下請けとして活用予定がある場合、企業名の記載及び建設業法許可申請書を添付する。	・建設業法許可申請書の写し
	ワーク・ライフ・バランス等	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に係る適合状況を記載する。	・女性活躍推進法に基づく認定書の写し ・次世代法に基づく認定書の写し ・若者雇用促進法に基づく認定書の写し
	当機構との災害応急復旧工事等に関する協定	当機構との災害協定の締結の有無を記載する。	・協定書の写し
配置予定技術者の実績等	同種工事の施工実績 様式５	上記６(10)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種工事の経験を記載する。	・契約書等の写し（又はCORINSの写し） ・資格証の写し ・施工実績の内容が確認できる図面の写し
	工事成績評定及び表彰 継続教育の取り組み状況 様式６	過去３年間の工事成績評定及び表彰の実績並びに継続教育（CPD）の取り組み状況を記載する。	・工事成績評定通知書の写し ・表彰状の写し ・従事した役職及び期間を証明する資料 ・令和７年度の学習履歴を証明する資料
簡易な施工計画	施工計画に係る提案書 様式７	簡易な施工計画について、上記８(5)②に掲げる技術的事項に対する所見を記載する。 また様式７については、Microsoft Excel又はMicrosoft Wordで作成をすること。	
建設業許可通知書の写し（建設業許可申請書（写し）でも可）			
掲示文兼入札説明書６（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を証する資料 ※「有資格者名簿」のコピー（当機構ホームページ「入札・契約情報」から出力する。）			
健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面　又は様式８ ※下記　注４）を参照			

※　記載要領及び添付資料の詳細については、以下の注記、各様式の注記及び上記５により交付申込書を

提出したものに配布する「申請書及び資料記載の手引き」を参照すること。

注１） 施工実績及び技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書の一部及び免許証、資格証等の書類を提出すること（いずれも写し）。ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録され、上記内容が確認できる場合は、当該登録内容の写しをもって契約書等及び工事概要が確認できる図面の写しの提出に代えることができる。

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく「特定元方事業者の事業開始報告（写し）」を提出すること。(※民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがある。)

注２） 企業の社会貢献活動に係る取り組み（SDGsの取り組み含む。）の公表及び取り組みの概要が確認できる資料を提出する場合には、以下の内容を含むものを添付する。

・自社ＨＰ等を通じて対外的に公表していることが確認できること。

・SDGsのそれぞれの目標（上記８(5)①イ※６に掲げる目標に限る。）に対し、効果的な取り組みであることが具体的に確認できること。

・取り組み事例に関する履行状況（効果、導入後の状況等）が確認できること。

注３） 配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することもできる。ただし、配置予定の技術者ごとに配置予定技術者の評価を行い、合計点の最も低い者の得点を予定技術者に係る得点とする。

また、同一の予定者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置する事ができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

専任特例２号の配置を行う場合においては、専任特例２号に関する届出書様式－２を提出すること。

注４） 健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、建設業に係る国民健康保険組合に加入している等、加入の有無が除外となっている保険がある場合には、適用除外誓約書様式８を作成のうえ提出すること。また社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には適用除外誓約書様式８を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し

・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し

・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

(5) 見積価格書は、上記５より交付申込書を提出したものに配布する別冊資料「見積価格書作成要領」に基づき作成すること。

(6)　見積価格書に係るヒアリングの日時、場所及び参加者

提出された見積価格書の妥当性を確認するため、見積価格書を提出した本競争の参加者に対し、 以下のとおりヒアリングを実施する。

① 日　時：令和９年２月１日（月）、令和９年２月２日（火）又は令和９年２月３日（水）（見積価格書提出時に調整を行う。）

② 場　所：見積価格書提出時に調整を行う。

③ 参加者：技術的な協議が可能な配置予定技術者及び見積価格書の内容及び根拠の説明をすることができる者が参加すること。配置予定技術者が見積価格書の内容及び根拠の説明をすることができる場合は、配置予定技術者のみでよい。

(7)　競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和８年12月17日（木）に電子入札システム（書面により申請した場合は、書面）にて通知する。

(8)　施工計画（技術提案）の作成の方法

①　施工計画は、１つの評価項目に対して、提案項目を設けて記載することとし、提案項目数は５項目以内とする。

記載の順から１から５までの通し番号を付けること（加点評価対象は、５項目目までに記載されている内容とする）。

②　提案項目毎に以下内容を記載し、必要に応じて説明図表を添付すること。

イ　施工（実施）方法：期待する効果、対象工種、実施期間、頻度、使用機械、製品名、施工手順等

ロ　確認方法：受注者・監督員による履行確認の方法、確認時期及び頻度等

③　１つの提案項目には、１つの着目対象（●●についての提案）に絞って記載をすること（１つの提案項目に複数の着目対象に対する提案を記載した場合においても、優位な評価はしない）。

④　施工計画の資料は、１項目につき説明図表含めてＡ４版２頁以内とする（加点対象は２頁目までに記載されている内容とする）。

⑤　施工計画（技術提案）書の作成に伴う現地確認については、特に期間等を設けないが、周辺道路等からの確認を基本とし、宅地内への立ち入りは認めない。また、工事計画地の周辺住民に配慮し、現場確認を行うこと。

(9)　その他

①　申請書、資料および見積価格書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②　発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された申請書及び資料は返却しない。

④　提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤　電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書を提出する場合は、ファイル形式はWord形式、Excel形式、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

⑥　契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。電子入札システムにより申請書を提出した場合でも、必要書類の全てを持参するものとする。

⑦　申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

12　苦情申立て

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、説明を求めることができる。

提出期限	令和８年12月24日（木）午後４時
提出場所	上記10(2)に同じ
提出方法	電子入札システムにより提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、書面を提出場所に持参するものとする。

(2)　発注者は、説明を求められたとき、令和９年１月６日（水）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（書面により説明要求のときは書面）により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等、合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3)　発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4)　発注者は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を電子入札システムにより遅滞なく公表する。（書面による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）

13　再苦情申立て

(1)　上記12（2）の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日から７日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次に従い、書面により、発注者に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

(2)　受付場所等については下記のとおり。

受付場所	〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー15 階） 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部　総務課　　電話 03-5323-0625
受付時間	土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで （ただし、正午から午後1時の間は除く。）

(3)　発注者は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。

(4)　発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後７日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。

(5)　発注者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

(6)　再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は上記(2)に同じ。

14　掲示文兼入札説明書に対する質問

(1)　競争参加資格及び総合評価の提出（上記11（2）①②）に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。

提出期間	令和８年11月５日（木）から令和８年11月19日（木）まで
提出場所	上記10(1)に同じ。
提出方法	別冊質問書様式（Microsoft Excel形式）で作成し、電子入札システム

	により提出すること。電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の事業者も参照できるようになるため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと（機構ＨＰ掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答（https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html)」を厳守すること)。ただし、発注者の承諾を得た場合は、質問書を持参し、上記10(1) に提出するものとする。

(2)　見積価格書の提出（上記11 (2) ③）及びその他に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。

提出期間	令和８年11月５日（木）から令和８年12月17日（木）まで
提出場所	上記10(1) に同じ。
提出方法	別冊質問書様式（Microsoft Excel形式）で作成し、電子入札システムにより提出すること。電子入札システムでの質問書提出の際、登録が完了した時点で題名及び質問内容は、他の事業者も参照できるようになるため、質問者が特定できるような情報は記載しないこと（機構ＨＰ掲載の「受注者操作マニュアル_06_質問回答（https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html)」を厳守すること)。ただし、発注者の承諾を得た場合は、質問書を持参し、上記10(1) に提出するものとする。

(3)　上記 (1)(2)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより閲覧に供するが、書面により質問書を提出した者の回答及び機構からの補足訂正事項等がある場合もあるので、電子入札にて提出した者も必ず上記10(1) にて閲覧すること。

閲覧期間(1)	令和８年11月27日（金）から令和９年３月３日（水）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（令和８年12月29日から令和９年１月３日まで）を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）
閲覧期間(2)	令和８年12月24日（木）から令和９年３月３日（水）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（令和８年12月29日から令和９年１月３日まで）を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

15　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書・工事費内訳書の提出方法

(1)　入札書の提出期限及び入札書の提出方法

提出期限	令和９年３月４日（木）午前10時から正午まで
提出方法	電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、書面により上記10(2)に持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。)。

(2)　開札の日時及び場所

日時	令和９年３月５日（金）午前10時
場所	〒163-1315　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号 （新宿アイランドタワー15階） 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　総務部経理課

16　公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1)　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3)　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

17　入札方法等

(1)　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、書面により上記10(2)に持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

また、書面により持参する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページ(https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html)にて公開している「入札書(電子入札用)」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の３桁の数字を必ず記入すること。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　第１回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、書面による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。

(4)　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札で落札者がないときは、直ちに又は別に日時を定めて、２回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として２回を限度とする。

18　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

19　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　免除

(2)　契約保証金　請負代金額の10分の１以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の３以上とする。

20　工事費内訳書の提出

(1)　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書を提出すること。

電子入札による場合は、電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書ファイルを添付資料として追加し、提出すること。

紙入札による場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて上記10 (2)に持参すること。

(2)　工事費内訳書の様式は自由であるが、別に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにすること。また、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。

工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載すること。持参により工事費内訳書を提出する場合は、会社印及び代表者（又は代理人）印の押印が必要であるが、本件責任者・担当者・連絡先（電話番号）を記載することで押印を省略できる。

(3)　次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第７条第９号に該当する無効の入札として、原則として当該工事内訳書提出者の入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

イ　内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ　内訳書とは無関係な書類である場合

ハ　他の工事の内訳書である場合

ニ　白紙である場合

ホ　内訳書に押印が欠けている場合又は本件責任者・担当者・連絡先（電話番号）の記載がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）

ヘ　内訳書が特定できない場合

ト　他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

②　記載すべき事項が欠けている場合

イ　内訳の記載が全くない場合

ロ　個別工事ごとに内訳書を作成していない場合

ハ　掲示文兼入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

イ　他の工事の内訳書が添付されていた場合

④ 記載すべき事項に誤りがある場合

イ　発注者名に誤りがある場合

ロ　発注案件名に誤りがある場合

ハ　提出業者名に誤りがある場合

ニ　内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤ その他未提出又は不備がある場合

(4)　工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

21　開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
入札参加者の立会いは不要とする。

22　入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、特段の理由もなく見積価格書の提出がなされないままなされた入札、並びに別冊現場説明書及び別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を

落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記６に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

23　施工体制等の確認のためのヒアリング及び追加資料の提出

入札において、入札価格が１者でも調査基準価格※に満たないものがあった場合は、すべての入札参加者に対し、開札後速やかにヒアリングを実施する。ヒアリング及び追加資料の詳細については、別紙１による。

(1)　場所

〒163-1319　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー13階）

独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部

技術監理部　企画第１課　　電話 03-5323-0925

(2)　追加資料の提出

入札参加者のうち、調査基準価格※を下回る入札価格で申込みを行った者に対しては、別紙１のとおり、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、速やかに入札者に通知するものとし、追加資料の提出は令和９年３月12日(金)午後４時までに行うものとする。なお、追加資料提出後の再提出は認めない。

(3)　その他

ヒアリングの日時については別途通知する。ヒアリングは日本語により行うこととし、出席者は、配置予定技術者を含めた３名のみとし、資料の説明が可能な者とする。

※　調査基準価格とは、入札書比較価格（予定価格に100/110を乗じて得た額）の7.5/10から9.2/10の範囲内で、予定価格の算定金額における直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の68%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。

24　落札者の決定方法

(1)　落札者の決定は上記８(1)による。

(2)　最も高い評価値となった者の入札価格が調査基準価格に満たない場合は、別紙２のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料（上記23により提出済のものを除く。）の提出を求める。

(3)　入札（見積）心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書(別紙３)として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

25　契約書の作成要否

「工事請負契約書」により、契約書を作成するものとする。「工事請負契約書」は、当機構ホームページで閲覧のこと（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照)。

26　支払条件

(1)　当初工事

前金払　有（40%以内)、中間前払金または部分払い６回（どちらか一方を選択)。

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については20%以内とする。

(2)　契約予定工事

上記９(5)の通知による。

27　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

28　独立行政法人が行う契約に係る情報の公開について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって本件について同意されたものとみなすこととする。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

(1)　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2)　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごと、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、　契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①　機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　１者応札又は１者応募である場合はその旨

(3)　当方に提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4)　公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

29　その他

(1)　入札参加者は、機構HP （https://www.ur-net.go.jp/）の「入札・契約情報」に掲載されている入札

（見積）心得書(電子入札用の入札心得書を含む。)、標準契約書案及び電子入札運用基準並びに受注者操作マニュアル06質問回答を熟読し、入札（見積）心得書、電子入札運用基準及び受注者操作マニュアル_06_質問回答（https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html）を厳守すること。

(2)　電子入札システムの質問書提出において、題名及び質問内容に質問者が特定できるような情報が記載された場合、公正な入札執行を害するものとして、失格とすることがある。

(3)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4)　当機構が取得した文書（例：申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

(5)　電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～１月３日を除く毎日、午前８時30分から午後８時00分まで稼動している。

システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。

(6)　システム操作マニュアルは、ＵＲ都市機構　入札・契約情報　電子入札のホームページに公開している。

(7)　障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

①　システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札システムヘルプデスク　ナビダイヤル　℡0570-021-777

電子入札ホームページ　https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html

②　ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先

ＩＣカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記10（2）へ連絡すること。

(8)　入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

①　競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）

②　競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

③　競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

④　辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）

⑤　辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

⑥　日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

⑦　入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）

⑧　入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

⑨　入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

⑩　再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

⑪　再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）

⑫　落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

⑬　決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
⑭　保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
⑮　取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
⑯　中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(9)　落札者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照）を工事請負契約書と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。

(10)　落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照）を工事請負契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

(11)　工事請負契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

提案が適正と認められた場合には設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(12)　ＶＥ提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(13)　令和３年９月22日より、当機構において、入札及び契約手続きにおける押印等の見直しを実施したことにより、事業者が提出する書類の一部について、押印を省略することができる。その場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が必要となる。詳細については、「入札及び契約手続における押印等の見直しについて」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約の合理化のための取り組み→入札及び契約手続における押印等の見直しについて、を参照）にて確認すること。

(14)　建設業法第20条の２第２項に基づく通知について

落札者は、建設業法第20条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、当機構に対して、別紙４を用いその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

①　提出　：契約書等の提出と合わせて提出すること。
②　提出場所：上記10（2）に同じ
③　提出方法：持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

【別冊資料（別途ＣＤにより交付）】

①　設計図書
②　現場説明書
③　特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き
（共同請負入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書、委任状、構成員の施工実績）
④　詳細条件審査型一般競争入札参加資格確認等　申請書及び資料作成の手引き
⑤　掲示文兼入札説明書に対する質問書様式
⑥　工事費内訳書記入例

⑦　施工体制確認・低入札価格調査様式作成要領及び様式集
⑧　枠組み協定型一括入札方式に関する協定書
⑨　見積価格書様式
（※別途CDにより交付、実績価格調査票の提出について）

［参考資料］
・入札（見積）心得書：ＵＲ都市機構ホームページ参照（https://www.ur-net.go.jp）
・入札（見積）心得書（電子入札用）：　〃　（　〃　）
・標準契約書等　：　〃　（　〃　）
・電子入札運用基準　：　〃　（　〃　）
・入札及び契約手続における押印等の見直しについて：　（　〃　）

ＦＡＸ申込書

独立行政法人都市再生機構
設計図書・現場説明書等交付申込書

申込日：令和　　年　　月　　日

工 事 件 名		村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件（枠組み協定型一括入札）
設計図面等の種類　※		※どちらかの□を塗りつぶしてください。 □　設計図書及び現場説明書等をＣＤによる無償交付で申し込む。 □　設計図書を紙による有償交付、現場説明書等をＣＤによる無償交付で申し込む。
申込者	貴 社 名　※	
	御住所（送付先）※	〒　　－
	御担当部署名　※	
	御担当者名　※	（電話番号　　－　　－　　）
備考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。	

※　のある欄は、漏れなくご記入ください。

図面等を平日正午までにお申込みの場合は、３営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。

（ＦＡＸ受領が午後以降の場合は、翌営業日扱いとなりますのでご注意ください。）

【申　込　先】　独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部
コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ

【送　信　先】　ＦＡＸ：03-5323-0638
（注：この番号は、東日本都市再生本部総務部経理課のFAX番号）

【問合わせ先】　独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部
総務部　経理課　　電話：03-5323-0633

図面等の交付は、工事会社に限らせていただきます。

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長　松村　秀弦　殿

（住　所）

（会社名）

（代表者名）　　印

秘密保持に関する確約書

当社は、村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件（枠組み協定型一括入札）への参加検討（以下「本件検討」という。）を目的として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

（秘密情報）

第１条　この確約書（以下「確約書」といいます。）における秘密情報とは、本件検討に関し貴機構から開示される文書、口頭、電子媒体、電気通信回線その他開示方法の如何を問わない全ての情報（貴機構から開示される情報を複写又は複製したものを含む。）をいいます。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、確約書における秘密情報に該当しないものとします。

一　貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報

二　貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報

三　当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報

四　貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報

３　当社は、確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本件検討を行っている事実についても、秘密情報に準じて取り扱うこととし、確約書に記載の各条項に従います。

（目的外利用の禁止）

第２条　当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に一切利用しません。

（秘密保持義務）

第３条　当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

２　当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は漏出せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

３　前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。

４　第２項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本件検討に必要最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

５　第２項の規定にかかわらず、当社は、裁判所その他の公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受け、当該命令又は照会に応じる場合は、開示する秘密情報の内容及び範囲を貴機構に事前に通知の上、最低限の範囲で実施します。

６　当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認又は調査を求められたときには、これに協力します。

（秘密情報の返還等）

第４条　当社は、第６条に定める確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報及びその複製物を返還若しくは破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、貴機構の指示に従い、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄したときは、速やかにその旨を書面にて貴機構に通知します。

２　前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の書面による承諾を得た上で、確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

（事故時の対応）

第５条　当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」といいます。）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

２　本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します。

（確約書の有効期間）

第６条　確約書の有効期間は、確約書の差入日から令和９年３月５日までとします。

ただし、第４条を除く規定については、確約書の有効期間終了後も５年間有効に存続するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第４条第２項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を確約書の有効期間とします。

（損害賠償）

第７条　当社は、確約書に定める各条項に違反し、貴機構に対して損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

（反社会的勢力の排除）

第８条　当社は貴機構に対し、その役職員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）でないことを確約します。

２　当社は貴機構に対し、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約します。

一　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

二　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

三　反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与をしていると認められる関係を有すること。

四　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

３　当社は貴機構に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

一　脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

二　偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

４　当社が反社会的勢力若しくは第２項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する

行為をし、又は第１項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、直ちに本件検討を中止し、第４条の規定に従い秘密情報を返還又は破棄します。

５　前項の場合、当社は秘密情報を本件検討を含むあらゆる目的で利用しません。

６　前５項の規定の適用により当社に損害又は損失が生じたとしても、貴機構は何らの責任を負わないものとし、前５項の規定の適用によって貴機構に損害又は損失が生じた場合には、当社はこれを賠償する責を負うものとします。

（権利譲渡の禁止）

第９条　当社は、確約書上の地位並びに確約書に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を貴機構の事前の書面による同意なしに第三者に譲渡しません。

（管轄裁判所）

第 10 条　当社は、確約書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以　上

（ご担当者様のご連絡先）

御部署

御氏名

tel）　　－　　－　　fax）　　－　　－

※　本書面の押印については、実印もしくは当機構に届出をしている使用印を用いることとし、印鑑証明書（提出日の３か月以内発行）もしくは届出書類の写しを添付すること。

様式１

（用紙Ａ４）

競争参加資格確認申請書

令和　　年　月　日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印　※1

令和８年11月４日（水）付けで掲示のありました「村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件（枠組み協定型一括入札）」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　企業の実績等について記載した書面（様式２、様式３、様式４）
２　配置予定の技術者について記載した書面（様式５、様式６）専任特例２号を配置する場合は届出書を含む。
３　簡易な施工計画について記載した書面（様式７）
４　上記に付随する各種根拠資料の写し
５　建設業法許可申請書の写し
６　保有する最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
（掲示文兼入札説明書11(4)に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面）

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
　　担　当　者（会社名・部署名・氏名）：
※２　連絡先（電話番号）１　：
　　連絡先（電話番号）２　：
※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
　　個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

※以下の欄も必ず記載してください。
本競争に必要な「(工種等・等級)」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり
□申請中⇒□新規又は更新　□工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）
□済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							

注）　書面による入札の場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460円）の切手を貼った長形３号封筒を申請書と併せて提出して下さい（電子入札の場合は必要ありません。）。

様式２

１．企業の実績等　①同種工事の施工実績（工事名称）「村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件（枠組み協定型一括入札）」

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

項　目	施工実績　事例	備　考
工 事 名 称		
発注者名		
施 工 場 所		
契 約 金 額	総額　　千円（出資比率分　　千円）	
工　　期	平成　年　月　日～平成　年　月　日	
受 注 形 態 （いずれかに○）	１：単独　　２：共同企業体（出資比率　　%）	
工 事 概 要		
その他(特記事項)		
CORINS 登録の有無 （いずれかに○）	１：有（登録番号　　）　２：無	

注1)　施工実績は、掲示文兼入札説明書６（9）に該当する工事について記載する。

※最大５件記入できる。必要に応じて様式をコピーすること。

様式３

１．企業の実績等　②工事成績評定及び表彰（工事名称）「村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件（枠組み協定型一括入札）」

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

評価項目	内容		
過去３年間の機構「土木」工事、国交省各地方整備局等「土木」工事における優良工事表彰の有無	表彰工事名称		
	工期		
過去３年間の機構「土木」工事における工事成績評定の平均点 （実績件数が６件以上ある場合は、直近５件（通知日による）の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近５件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。）	①. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	②. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	③. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	④. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	⑤. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	平均点（①+②+・・・+⑤）/N＝　　点		

※表彰、工事成績は、令和５年４月１日から本工事の掲示日までの通知日（表彰日）のものとする。
※工期末が令和６年９月 30 日以前の工事成績評定点は、通知された点数に５点を加えた点数をもとに平均点を算出すること。

様式４

２．社会・地域貢献等（工事名称）「村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件（枠組み協定型一括入札）」

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

評価項目	内容	備考
①ISO認証取得状況及び企業の地球環境配慮への取り組み（環境報告書及びSDGsの公表）		
②ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定、くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定、ユースエール認定のいずれかの認定）の有無		
③地元企業の活用状況※１		
④当機構との災害応急復旧工事等に関する協定の有無※２		

※１　地元企業の活用について、建設業法の許可業者を言い測量、土質調査、ガードマン等の会社は除く。

※２　当機構（各本部・支社）との「独立行政法人都市再生機構所管用地の災害応急復旧業務に関する協定」の締結（現在も有効であるものに限る。）の有無について記載する。

様式４

様式４別添

（工事名称）「村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件（枠組み協定型一括入札）」

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

※１～３の全項目について、該当するものに○を付けること。
※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

１ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし３段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし２段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし１段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

２ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

様式４

○ 「トライくるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年３月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

３ 若者雇用促進法に基づく認定

○ 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

様式５

３．配置予定技術者の実績等　①同種工事の施工実績（工事名称）「村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件（枠組み協定型一括入札）」

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

項　目	施工実績　事例	備　考
氏名		
現状における 従事状況		
法令による免許	１級土木施工管理技士 取得年月日：昭和・平成・令和　　年　　月　　日 登録番号： 監理技術者資格者証 交付年月日：平成・令和　　年　　月　　日 登録番号： 監理技術者講習修了証 修了年月日：平成・令和　　年　　月　　日 修了証番号：	
工 事 名		
発注者名		
施工場所		
契約金額	総額　　千円（出資比率分　　千円）	
工　　期	平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日	
受注形態 （いずれかに○）	１：単独　　２：共同企業体（出資比率　　%）	
従事役職 （いずれかに○）	１：現場代理人　２：主任技術者(監理技術者)　３：その他	
工事概要		
その他(特記事項)		
CORINS登録の有無 （いずれかに○）	１：有（登録番号　　）　２：無	

※工事概要は、掲示文兼入札説明書６(10)②に該当する工事について記載する。

※最大３件記入できる。必要に応じて様式をコピーすること。

様式６

３．配置予定技術者の実績等　②工事成績評定及び表彰等（工事名称）「村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件（枠組み協定型一括入札）」

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

評価項目	事 例		備考
過去３年間に従事した機構「土木」工事、国交省各地方整備局等の「土木」工事における優良工事表彰の有無	表彰工事名称		
	工期		
	施工時の役割		
過去３年間に従事した機構「土木」工事における工事成績評定の平均点 （実績件数が６件以上ある場合は、直近５件（通知日による）の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近５件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。）	①. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	②. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	③. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	④. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	⑤. 工事名称		
	工期		
	工事成績評定	点	
	平均点（①＋②＋・・・+⑤）/N＝　　点		
継続教育（CPD）の取り組み状況 （取得単位数）	団体推奨単位数以上を取得	/　％	
	団体推奨単位数の 70%以上を取得	/　％	
	団体推奨単位数の 70%未満を取得	/　％	

※表彰、工事成績は、令和５年４月１日から本工事の掲示日までの通知日（表彰日）のものとする。
※工期末が令和６年９月30日以前の工事成績評定点は、通知された点数に５点を加えた点数をもとに平均点を算出すること。
※継続教育は令和７年度の継続教育における取得単位数をいう。

様式７

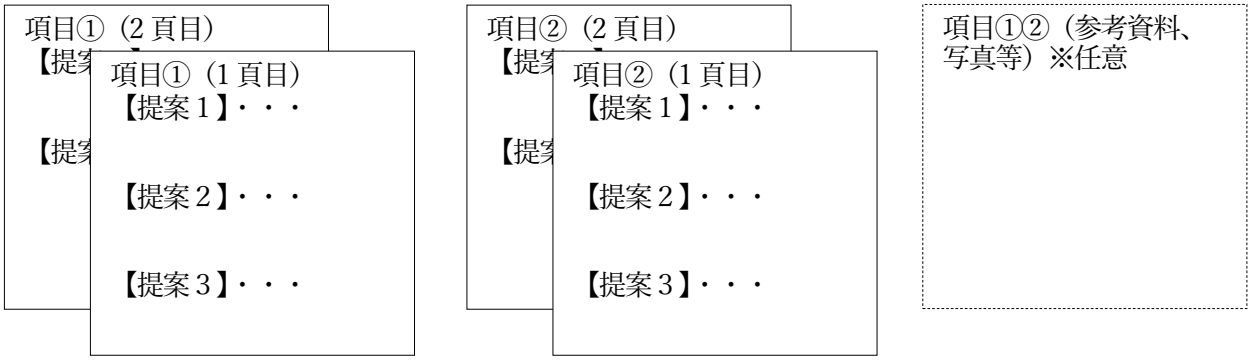
４.「施工計画」に関する提案書（工事名称）「村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件（枠組み協定型一括入札）」

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

項目①　工事工程を遅延させないための工事手順等の技術的工夫 ※以下について、提案項目数は５項目以内 ・推進工事の工程を適切に算定、把握・管理するためのそれぞれの提案 ・推進工事の遅延リスクの要因と対策、仮設計画についてのそれぞれの提案
項目②　特に、周辺環境対策、交通安全対策、安全衛生管理等の重点的取り組みを必要とする場合の技術的工夫 ※以下について、提案項目数は５項目以内 ・工事に伴う振動・騒音、粉塵、苦情等への対応についてのそれぞれの提案 ・鉄道施設、家屋等に対する安全対策についてのそれぞれの提案

○記入上の注意事項

- 文字サイズは 10 ポイント以上とし、１つの評価項目につき説明図表を含めてＡ４版２頁以内とすること。
- 様式（余白、行間、フォント等）は、適宜編集のうえ作成すること。
- 参考資料、写真等を添付しても構わないが、項目①②に対して最小限（Ａ４版１頁以内）に留めること。



（参考）図：提出書類のイメージ

様式８

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長　松村　秀弦　殿

住　所
商　号
代表者　　印※１

適用除外誓約書

別紙の理由により、村岡・深沢地区（村岡工区）令和９年度基盤整備工事他４件（枠組み協定型一括入札）の競争入札に関し、当社は、○○保険法第○条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

（健康保険・厚生年金保険）

□従業員５人未満の個人事業所であるため。

□従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合の記載例）

○○○○保険組合に加入しているため

（雇用保険）

□役員のみの法人であるため。

□使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

□その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合の記載例）

令和○年○月○日、関係機関（ハローワーク○○　○○課）に問い合わせを行い判断しました。

※１　本件責任者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　担　当　者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※２　連絡先（電話番号）１　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　連絡先（電話番号）２　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※１　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
　　押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※２　連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
　　個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

別紙１

施工体制等の確認のためのヒアリングについて

１．入札価格が調査基準価格以上である場合のヒアリング内容

入札参加者のうち、その入札価格が調査基準価格以上である者に対しては、次の項目についてヒアリングを行う。

（１）品質確保の実効性

・建設副産物の受け入れ、過積載防止等について、関係法令を遵守し適切に施工を行うための費用を見積り額に計上しているかどうか。

・安全衛生教育や危険箇所の点検等、安全確保に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。

・品質管理、出来形管理等に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。

（２）施工体制確保の確実性

・施工体制確保にあたって必要となる下請け費用を、見積り額に計上しているかどうか。

・施工計画の実施にあたって必要となる資機材の調達、労務者の確保に係る費用を見積り額に計上しているかどうか。

・配置予定技術者が必要な資格を有しているかどうか。

２．入札価格が調査基準価格に満たない場合のヒアリング内容

入札参加者のうち入札価格が調査基準価格未満及び、特別重点調査基準価格（予定価格の算定金額における直接工事費の 90%、共通仮設費の 80%、現場管理費の 80%、一般管理費の 30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）未満の者に対しては、追加資料として下記資料の提出を求めるものとし、合わせてヒアリングを行う。なお、資料の提出期限は特別な事情がない限り開札結果通知後５営業日以内とする。

（１）入札価格が調査基準価格未満で、特別重点調査基準価格以上の者の提出資料

・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式２－１）

・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式２－２）

・ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書（様式３）

・資材購入予定先一覧（様式８－２）

・機械リース元一覧（様式９－２）

・労務者の確保計画（様式１０－１）

・施工体制台帳（様式１５）

（２）入札価格が特別重点調査基準価格未満の者の提出資料

・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式２－１）

・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式２－２）

・ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書（様式３）

・下請予定業者等一覧表（様式４）

・配置予定技術者名簿（様式５）

・資材購入予定先一覧（様式８－２）

・機械リース元一覧（様式９－２）

・労務者の確保計画（様式１０－１）

・工種別労務者配置計画（様式１０－２）

・建設副産物の搬出地（様式１１）

・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式１２）

・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式１３－１）
・品質確保体制（品質管理計画書）（様式１３－２）
・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式１３－３）
・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式１４－１）
・安全衛生管理体制（点検計画）（様式１４－２）
・施工体制台帳（様式１５）

３．審査方法の概要

施工体制等に関する審査は、下記の項目について行うものとし、開札後において、工事費内訳書、施工体制等の確認のヒアリング及び追加資料等により審査する。

（１）品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが掲示文兼入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が特別重点調査基準価格未満となった者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

【審査項目】

① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか
② 安全確保の体制が構築されると認められるか
③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか

（２）施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが掲示文兼入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が特別重点調査基準価格未満となった者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

【審査項目】

① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか
② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか
③ 追加配置される専任技術者を含め、配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか

以　上

別紙２

低入札価格調査について

１　独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第２項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に100／110を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に9.2／10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2／10を乗じて得た額とし、入札書比較価格に7.5／10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7.5／10を乗じて得た額

イ　直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

ロ　共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ　現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

ニ　一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

２　入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

３　低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

イ　その価格により入札した理由

ロ　契約対象工事付近における手持ち工事の状況

ハ　契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

ニ　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）

ホ　手持ち資材の状況

ヘ　資材購入先及び購入先と入札者の関係

ト　手持ち機械数の状況

チ　労務者の具体的供給見通し

リ　過去に施工した機構発注工事名（他支社等の発注分を含む。）

ヌ　経営内容

ル　イからヌまでの事情聴取した結果についての調査検討

ヲ　リの機構発注工事の成績状況

ワ　経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）

カ　信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）

ヨ　その他必要な事項

４　低入札価格調査の対象者のうち、入札価格が調査基準価格未満の者は、調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して５営業日以内に次に定める様式による資料及びその添付書類を提出すること。

イ　当該価格で入札した理由（様式１）

ロ　積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式３）

ハ　手持ち工事の状況（様式６－１、様式６－２）

ニ　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ホ　手持ち資材の状況（様式８－１）
ヘ　資材購入予定先一覧（様式８－２）
ト　手持ち機械の状況（様式９－１）
チ　機械リース元一覧（様式９－２）
リ　労務者の確保計画（様式10－１）
ヌ　工種別労務者配置計画（様式10－２）
ル　過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式１６）
ヲ　経営内容（過去３年間の貸借対照表及び損益計算書）
ワ　確約書（様式１７）

５　必要に応じ、４以外の説明資料の提出を求めることがある。

６　当該調査の結果は、公表することがある。

確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と受注者○○○○○○○（以下「受注者」という。）は、下記１の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第１　確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記２の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者、受注者で確認する。なお、契約予定工事も対象とする。

第２　確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第３　工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

１　契約対象工事名　：

２　低入札価格調査による確認事項　（別紙）

令和○○年○○月◇▲日

発注者　　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　　松村　秀弦　　印

受注者　　社名
代表取締役　　○○　○○　印

別紙

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1　○○○に関すること。

① △▽▲▼
② ◇◆◇◆
③ ・・・・

2　◎◎◎に関すること。

① △▽▲▼
② ◇◆◇◆
③ ・・・・

3　※※※に関すること。

記載要領

1) 工種･項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以上

別紙４

（別記様式）

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

所 在 地
名 称
代表者名　　（押印不要）

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の２第２項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

□　主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第１号）

発生するおそれのある事象※：（例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：（例）報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

□　特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第２号）

発生するおそれのある事象※：（例）○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：（例）報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以　上

その他連絡事項（空欄可）（自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

（注）

１．本通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第２項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。

２．本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。

３．「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）

４．本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。

５．本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定等に基づき、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができる。